

和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉販売促進等支援緊急対策事業のうち部分肉販売促進等事業）部分肉販売等計画審査要領

令和7年1月17日付け6農畜機第6682号

1 審査委員会の設置

補助事業の執行の透明性及び公平性の確保を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱（令和5年12月1日付け5農畜機第5657号）別添4の第7の1の（2）のイの規定に基づき提出された和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉販売促進等支援緊急対策事業のうち部分肉販売促進等事業）部分肉販売促進等計画書（以下「部分肉販売計画書」という。）の審査を行う審査委員会を設置する。

2 委員

- （1）審査委員会の委員は、機構の役職員以外の学識経験のある者から、機構理事長がこれを委嘱する。
- （2）委員は、非常勤とし、委員として知り得た一切の情報について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても、外部への漏洩や目的外利用を行わない旨の守秘契約を機構と締結する。
- （3）機構理事長は、委員のうち1名を審査委員会の委員長に指名する。

3 部分肉販売計画書の審査

- （1）事務局は、部分肉販売計画書の個別計画（以下「個別計画」という。）ごとに、委員に採点を依頼するものとする。採点する委員の数は、全ての個別計画について2名以上とする。
- （2）委員は、別紙の各評価項目について、該当する審査基準に基づき採点を行うものとする。
- （3）各委員による（2）の採点結果の合計の点数の平均値を当該個別計画の得点とする。

4 審査結果の決定

委員長は、上記3の審査結果を取りまとめ、（1）～（3）により順位付けを行い、機構理事長に報告する。

- （1）得点の高い順
- （2）得点が高同点の場合は、以下の基準で順位を決定する。

- ア 「A」の数が多い方を上位とする。
- イ 「A」の数と同数の場合は、「C」の数が少ない方を上位とする。
- ウ 「A」及び「C」いずれの数も同数の場合であって、かつ計画の承認上順位付けを行う必要がある場合は、1名以上の委員の立ち会いのもと事務局が抽選を行い、委員長が順位を決定する。

(3) 別紙評価項目の1～5のいずれかの得点について、採点した委員の全員が0点とした個別計画については不適合とし、順位付けの対象としない。

## 5 審査情報の開示

- (1) 審査の状況や過程、委員による審査結果を含め、審査委員会の審査に係る一切の情報については非公表とする。
- (2) 委員の氏名、所属機関、職名などの情報は非公表とする。

## 6 その他

- (1) 審査委員会に係る事務局は、機構畜産振興部畜産流通課が担当する。
- (2) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が審査委員会に諮って定める。

(別紙) 部分肉販売計画書の評価項目及び審査基準

番号	評価項目	審査基準
1	取組内容は、和牛肉の販売促進等を促すための具体性を有しているか。	A:具体性に優れている 30点 B:具体性がある 20点 C:具体性に乏しい 10点 D:具体性が欠ける 0点
2	基礎審査 取組内容は、需要開拓の方法・手法として、事業参加者の創意工夫や独自性を有しているか。	A:創意工夫・独自性に優れている 20点 B:創意工夫・独自性がある 15点 C:創意工夫・独自性に乏しい 10点 D:創意工夫・独自性に欠ける 0点
3	取組内容及び申請重量は、妥当性を有しており、高い実現可能性が期待できるものか。	A:特に高い実現可能性が期待される 20点 B:高い実現可能性が期待される 15点 C:実現可能性に乏しい 10点 D:実現可能性に欠ける 0点
4	効果 取組効果は、消費者の和牛及び和牛肉の理解醸成に寄与することが期待されるものか。	A:特に大きな効果が期待される 15点 B:大きな効果が期待される 10点 C:一定程度の効果が期待される 5点 D:効果が期待されない 0点
5	審査 取組効果は、和牛肉の需要及び消費の維持・定着へ寄与することが期待されるものか。	A:特に大きな効果が期待される 15点 B:大きな効果が期待される 10点 C:一定程度の効果が期待される 5点 D:効果が期待されない 0点
6	加 点 審 査 フェアの開催など直接的に販売促進に寄与する即効性を有しているか。	A:特に大きな即効性を有している 20点 B:大きな即効性を有している 15点 C:一定程度の即効性を有している 5点 D:即効性を有していない 0点
7	実需者等における和牛取扱重量の増加に寄与することが期待されるものか。	A:特に大きな効果が期待される 20点 B:大きな効果が期待される 15点 C:一定程度の効果が期待される 5点 D:効果が期待されない 0点
8	申請重量において、部分肉等のうちロインが含まれているか。	A:ロインが含まれる場合 10点 D:ロインが含まれない場合 0点